

宮城県中小企業融資制度要綱等改正の要点 (令和5年4月1日施行)

1. 経営力強化サポート資金の取扱い

「経営力強化保証制度」が令和5年4月1日付けで廃止されることに伴い、県信用保証協会への保証申込が令和5年3月31日分までが融資対象となるもの。

2. 事業再生計画実施支援資金(一般枠・感染症対応枠)の改正

「事業再生計画実施関連保証」改正に伴い、対象とする事業再生計画に「認定経営革新等支援機関が経営改善計画策定支援事業によって策定を支援した事業再生の計画」を追加する。

また、感染症対応枠については取扱期間を令和6年3月31日まで延長する。

3. みやぎ中小企業復興特別資金の取扱期間の延長

「東日本大震災復興緊急保証」の適用期限の延長に伴い、みやぎ中小企業復興特別資金の取扱期間を令和6年3月31日まで延長する。(当該資金利用者で直接被害のあった事業者に対する利子補給も継続)

4. 災害復旧対策資金(一般枠)の災害の指定延長

災害復旧対策資金における知事が指定する災害として、下記を令和6年3月31日融資実行分まで指定を延長する。

- (1) 新型コロナウイルス感染症
- (2) 令和4年3月福島県沖地震
- (3) 令和4年7月14日からの大雨

5. スタートアップ創出促進資金の創設

「スタートアップ創出促進保証制度」の創設に伴い、県制度融資においても創業者の事業の活性化に資することを目的とした「スタートアップ創出促進資金」を創設する。

- (1) 融資の対象 事業を営んでいない個人が、2月以内に会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもの他
- (2) 資金の使途 創業により行う事業の実施のため必要となる設備資金及び運転資金
- (3) 限度額 一企業3,500万円

6. SDGs推進資金の創設

中小企業者等の経営の安定及びSDGsの達成を図り、地域経済の持続的な発展に資することを目的とし、「SDGs推進資金」を創設する。

- (1) 融資の対象 SDGsの取組に関する事業計画を策定し、計画の実行に取り組む中小企業者等
- (2) 資金の使途 事業計画の実施に必要な設備資金・運転資金(土地取得費用は対象外)
- (3) 限度額 一企業3,000万円

7. 制度融資資金条件変更措置実施要綱の改正

既往債務の融資条件の変更措置について、1年間延長する。

以上